

第21回

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館「天翔」

※本年は、開催場所を変更しております。最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

目次

■ 第21回定時株主総会招集ご通知…………… 1

《添付書類》

■ 事業報告…………… 5

■ 計算書類…………… 15

■ 監査報告書…………… 17

■ 株主総会参考書類…………… 20

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3489/>



証券コード3489
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号
株式会社フェイスネットワーク
代表取締役社長 蜂 谷 二 郎

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、インターネットまたは書面により議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 4階「天翔」
※会場が前回と異なっておりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>) に掲載させていただきます。
- ◎なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

株主の皆様が新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、可能な限り、議決権の事前行使をお願い申し上げます。

本株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



4頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年 6 月27日 (月曜日)
午後 6 時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年 6 月27日 (月曜日)
午後 6 時00分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年 6 月28日 (火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時30分)

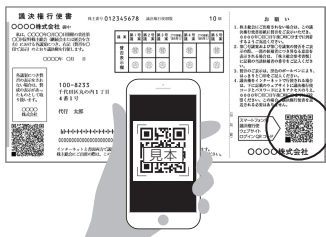
- ※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

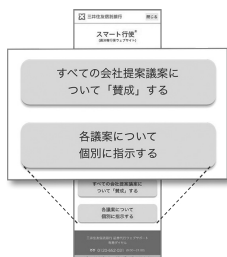
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

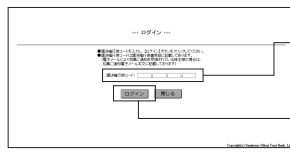
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国の経済は、前事業年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、ワクチン接種の進展や積極的な経済対策に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

また、景気の先行きにつきましては、実施が検討されている様々な経済対策等により引き続き緩やかに持ち直していくことが期待されるものの、米国のFF金利引き上げ等の金融政策の影響や新型コロナウイルス感染症の影響など、予断を許さない状況が続いており、依然として不透明な状況で推移することが見込まれます。

当社が属する不動産業界におきましては、首都圏マンションの供給は2021年度は前年に比べ13.2%増加し3万2,872戸となり、3年ぶりに3万戸を超えました。販売平均価格においては6.1%上昇の6,360万円、平米単価も5.2%上昇し95.3万円となり、過去最高を更新するという状況になりました（「首都圏マンション市場動向2021年度」、(株)不動産経済研究所調べ）。

長引くコロナ禍においても、比較的影響の少ない日本の不動産市場、中でも安定した収益が見込める東京のレジデンスに対する注目は高く、賃貸用不動産への投資需要は引き続き旺盛であると捉えています。

このような環境の中で当社は物件開発の主要ターゲットエリアである城南3区を中心に、お客様のニーズに対応した物件の大型化を進めながら、新築一棟マンションGranDuoシリーズの企画開発及び販売を積極的に推進するとともに、不動産小口化商品Grand Fundingの販売等、商品展開の拡充に注力いたしました。

当事業年度の業績は、売上高17,020,985千円（前期比9.3%減）、営業利益1,759,771千円（前期比64.6%増）、経常利益1,511,867千円（前期比68.9%増）、当期純利益1,034,458千円（前期比76.8%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、不動産商品11件、建築商品24件を販売いたしました。売上高は16,387,795千円（前期比9.7%減）、セグメント利益は1,688,621千円（前期比74.0%増）となりました。

② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、633,189千円（前期比1.9%増）、セグメント利益は71,150千円（前期比27.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は31,784千円であります。主な設備投資の内容は、本社等の設備、改修工事に伴う建物13,966千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。なお、固定資産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、152,777千円を棚卸資産に振り替えております。重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達しております。運転資金の機動的な調達を行うため、取引金融機関と9億円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

① DX推進による優良な自社企画開発物件の安定供給体制の強化

自社企画開発物件である新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。従来より取り組んできた人員の拡充・情報収集網の構築による用地仕入力及び設計開発力の強化を引き続き推進するとともに、課題解決のため、当社のビジネスモデルの基盤となるワンストップサービスにおけるDXを推進し、安定供給体制の強化を図って参ります。従来、別々に運用していた用地仕入、顧客管理、業務管理等のシステムを戦略的に統合し、必要なデータを社内はもちろん、取引先や業者と連携・共有することで、より密な連携を図るとともに、迅速且つ適切な意思決定に繋げ、物件開発のスピードを向上させて参ります。これらの取り組みにより、当社物件の商品価値を高め、入居率を保持する物件の企画開発を推進してまいります。

② 自社企画開発物件の品質維持・向上

当社において自社企画開発物件の品質は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても、品質を維持していくため、当社の特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図るとともに、社内に設計・施工部隊から独立した品質管理部隊を設け品質の維持・向上を図っております。また、優良な工事下請け業者の確保のため、「蜂友会」という当社安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社が供給する新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズは城南3区を中心に展開しております。城南3区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社の安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

⑤ 財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に進めていくため必要となります。常に様々な視点から当社のおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥ コンプライアンス経営の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査等委員会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 新規事業の展開について

当社は、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社の更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症について

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、セミナーや対面での接客業務の一部を自粛しております。新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測は困難な状況にあり、かかる状況下で事業を継続させていくため、感染拡大防止を実施しつつも、必要な事業活動を可能にする環境の整備が不可欠であると認識しております。そこで、IT技術を利用したWEB面談による接客やテレワークを導入し、場所にとらわれない事業活動を推進しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第18期	2019年度 第19期	2020年度 第20期	2021年度 (当期)第21期
売上高	14,164,354 千円	17,105,507 千円	18,774,727 千円	17,020,985 千円
当期純利益	638,143 千円	548,188 千円	585,075 千円	1,034,458 千円
1株当たり当期純利益	128.14 円	110.08 円	117.49 円	208.74 円
総資産	13,933,413 千円	13,295,926 千円	12,632,828 千円	16,826,262 千円
純資産	3,826,429 千円	4,229,126 千円	4,650,984 千円	5,501,052 千円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	出資比率	主要な事業内容
FAITHアセットマネジメント株式会社	10,000 千円	100 %	不動産ファンド事業及び運用等
Faithファンズ合同会社	9,000 千円	100 %	金銭の貸付

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営（入居者募集/入金管理/メンテナンス他）

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157名	10名増	42歳0か月	4.5年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
大東京信用組合	1,420,000 千円
株式会社静岡銀行	1,081,967
株式会社りそな銀行	958,493

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

4,980,000株 (自己株式26,668株を含む)

(3) 株主数

4,362名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社88	2,000,000 株	40.38 %
蜂谷二郎	454,635	9.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	161,600	3.26
小泉和弘	100,000	2.02
山元孝行	81,862	1.65
吉田俊雄	76,490	1.54
石丸洋介	61,862	1.25
高瀬宏江	60,200	1.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	53,127	1.07
谷口華恵	41,800	0.84

(注) 持株比率は自己株式 (26,668株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	5,959 株	3 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
蜂谷 二郎	代表取締役社長	不動産部門、不動産特定共同事業管掌 FAITHアセットマネジメント株式会社取締役
山元 孝行	取締役	工事部門、設計部門、品質管理、新規事業、広報企画、 FAITHアセットマネジメント株式会社管掌 常務執行役員（建築一部、新規事業部、広報企画部担当）
石丸 洋介	取締役	コーポレート部門（経理、財務、総務人事、法務）、 Faithファンズ合同会社管掌 執行役員（経理部、財務部担当）
草原 裕之	取締役（常勤監査等委員）	－
香月 裕爾	取締役（監査等委員）	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役
松下 正美	取締役（監査等委員）	－
石橋 幸生	取締役（監査等委員）	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社 I & I パートナース代表取締役 株式会社 ノーマーク 取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役 株式会社 V R C 監査役

- (注) 1. 取締役 香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、草原裕之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年6月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役 吉田俊雄氏及び取締役 大津茂太郎氏が任期満了により退任いたしました。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員を兼務する取締役2名のほか、建築二部担当 大津茂太郎、不動産部担当 樋口匠、不動産部担当 奥啓二、総務人事部担当・法務部長 新井隆の6名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は監査等委員である取締役 草原裕之氏、香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏との間で締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

ア 基本報酬は、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定する。

イ 監査等委員でない取締役には、基本報酬のほか、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額に応じ、監査等委員でない取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、その範囲内で、各取締役の配分割合を決定する。

ウ 監査等委員でない取締役には、非金銭報酬として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。当該報酬は金銭債権とし、監査等委員でない取締役は、当該報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。

エ 監査等委員でない取締役については、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減する。また、役位が上がるにつれて、基本報酬及び非金銭報酬の割合を減らし、業績連動報酬の割合は増やす方針とする。

監査等委員である取締役については、客観的立場に基づき経営に対する監督及び助言を行う役割を考慮し、基本報酬のみを支給する。

オ 基本報酬及び業績連動報酬のいずれも、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。非金銭報酬は、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給する。

カ 取締役の個人別の報酬等の決定について取締役その他の第三者へ委任しない。

キ 取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とする。）が取締役会の諮問を受けて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において決定する。

ク 取締役の適正な職務執行を担保するため、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合の、当該取締役に対する報酬の支給制限あるいは返還について、指名報酬委員会で検討

し、必要に応じて規程によって定める。

- b 決定方針は、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会において審議の上、答申した内容を尊重して、取締役会が決定しております。
- c 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重することとしており、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は、2021年6月25日開催の第20回定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）とし、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額4千万円以内と決議いただいております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬としての金銭債権の総額は年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名、監査等委員である取締役は4名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	112,797 (2,700)	55,313 (2,700)	51,486 (-)	5,997 (-)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24,300 (9,900)	24,300 (9,900)	-	-	4 (3)
監査役 （うち社外監査役）	4,500 (1,950)	4,500 (1,950)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額をその指標としており、当事業年度における指標の実績は1,068,934千円であります。業績連動報酬に係る指標に営業利益を用いた理由は、当社の事業による利益に応じた報酬の分配を行うことにより、経営努力の成果を適切に報酬に反映させることができ、企業価値の持続的な向上に対する動機づけになると考えたからです。
2. 非金銭報酬として監査等委員でない取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、その交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役及び子会社役員となります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者

が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先および兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役（監査等委員）	香月裕爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役	当社との特別な関係はありません。
社外取締役（監査等委員）	松下正美	—	—
社外取締役（監査等委員）	石橋幸生	公認会計士・税理士事務所 I&Iパートナーズ代表 株式会社I&Iパートナーズ 代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役 株式会社VRC監査役	当社との特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役（監査等委員）	香月裕爾	当事業年度開催の取締役会18回、監査等委員会19回すべてに出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、経営に有益な情報を提供するなど、期待される役割を果たしてきました。また、監査役会3回にもすべて立ち会い、会計監査人の報告会にも適宜出席しております。
社外取締役（監査等委員）	松下正美	当事業年度開催の取締役会18回、監査等委員会19回すべてに出席しております。 金融機関における長年の経験と直接企業経営に携わった幅広い経営的視点から適宜発言を行うことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与するなど、期待される役割を果たしてきました。また、監査役会3回にもすべて立ち会い、会計監査人の報告会にも適宜出席しております。
社外取締役（監査等委員）	石橋幸生	当事業年度開催の取締役会18回、監査等委員会19回、監査役会3回すべてに出席しております。 主に公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、業務執行に対する監督を行うなど、期待される役割を果たしてきました。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,551,959	流動負債	4,012,406
現金及び預金	5,539,782	工事未払金	731,808
完成工事未収入金	988,517	短期借入金	434,355
販売用不動産	152,777	1年内返済予定の長期借入金	1,399,885
仕掛販売用不動産	7,499,533	1年内償還予定の社債	74,000
前渡金	226,645	未払金	93,810
前払費用	39,691	未払費用	17,250
その他	105,011	未払法人税等	301,785
		前受金	876
固定資産	2,274,302	未成工事受入金	550,322
有形固定資産	2,085,453	預り金	255,519
建物	961,140	前受収益	15,497
構築物	3,216	賞与引当金	102,304
機械及び装置	101,514	アフターコスト引当金	6,540
車両運搬具	18,298	工事損失引当金	15,454
工具、器具及び備品	47,657	株主優待引当金	4,642
土地	1,236,128	その他	8,352
建設仮勘定	10,335	固定負債	7,312,804
減価償却累計額	△292,839	社債	176,000
		長期借入金	7,088,632
無形固定資産	17,371	その他	48,171
ソフトウェア	17,371	負債合計	11,325,210
投資その他の資産	171,477	(純資産の部)	
関係会社株式	2,535	株主資本	5,507,199
出資金	3,016	資本金	681,120
関係会社出資金	9,000	資本剰余金	631,402
長期前払費用	11,436	資本準備金	631,120
繰延税金資産	94,056	その他資本剰余金	282
その他	51,431	利益剰余金	4,230,339
		利益準備金	10,000
資産合計	16,826,262	その他利益剰余金	4,220,339
		繰越利益剰余金	4,220,339
		自己株式	△35,662
		評価・換算差額等	△6,147
		繰延ヘッジ損益	△6,147
		純資産合計	5,501,052
		負債・純資産合計	16,826,262

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,020,985
売上原価		13,738,070
売上総利益		3,282,914
販売費及び一般管理費		1,523,142
営業利益		1,759,771
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	36	
保険料収入	12,280	
その他	1,423	13,779
営業外費用		
支払利息	173,519	
社債利息	190	
支払手数料	37,436	
登録免許税	37,233	
その他	13,303	261,682
経常利益		1,511,867
税引前当期純利益		1,511,867
法人税、住民税及び事業税	447,357	
法人税等調整額	30,051	477,409
当期純利益		1,034,458

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社フェイスネットワーク
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 田中章公
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大山昌一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社フェイスネットワーク 監査等委員会

常勤監査等委員	草原裕之	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	香月裕爾	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	松下正美	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	石橋幸生	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

(1)提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		年齢	現在の当社における地位および担当	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	はちや じろう 蜂谷 二郎	再任	52歳	代表取締役社長 不動産部門、不動産特定共同事業管掌	20年	100% (18回/18回)
2	やまもと たかゆき 山元 孝行	再任	52歳	取締役 工事部門、設計部門、品質管理、事業開発、広報企画、FAITHアセットマネジメント(株)管掌	8年	100% (18回/18回)
3	いしまる ようすけ 石丸 洋介	再任	39歳	取締役 コーポレート部門(経理、財務、総務人事、法務)、Faithファンズ合同会社管掌	3年	100% (18回/18回)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	はち や じ ろう 蜂 谷 二 郎 (1969年10月2日生)	1988年 4 月 2001年10月 2004年 6 月 2004年 9 月 2018年10月 2021年 1 月	世田谷信用金庫入社 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 有限会社クロスカレント代表取締役 有限会社ファイブセンス代表取締役 グランファンディング株式会社 (現・FAITHアセットマネジメン ト株式会社) 代表取締役就任 FAITHアセットマネジメント株 式会社取締役 (現任)	454,635 株
<p>◆取締役候補者とした理由 蜂谷二郎氏は、2001年10月に当社を設立以来、代表取締役として当社ビジネスの発展に尽力し、当社の飛躍的な成長を導いてきました。当社の更なる成長と発展のためには同氏の強いリーダーシップが必要であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>				
2	やま もと たか ゆき 山 元 孝 行 (1970年5月19日生)	1993年 4 月 1997年 2 月 2001年 4 月 2004年 9 月 2010年10月 2013年 9 月 2019年 1 月 2021年 6 月	大 木 建 設 株 式 会 社 入 社 一級建築士登録 ケーミナト一級建築士事務所入所 株式会社ダブリューホールディ ング入社 当社入社 当社取締役就任 (現任) 当社執行役員就任 当社常務執行役員就任 (現任)	81,862株
<p>◆取締役候補者とした理由 山元孝行氏は、一級建築士としての専門知識を持っており、当社入社以来、当社の開発する不動産・建築プロジェクト全体に携わってまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いし まる よう すけ 石 丸 洋 介 (1982年11月1日生)	2005年 8 月	税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所入社	61,862株
		2007年11月	税理士法人麻布パートナーズ入社	
		2014年11月	当社出向	
		2015年 7 月	当社経営管理本部副本部長就任	
		2018年 2 月	当社入社	
		2018年10月	当社執行役員就任（現任）	
		2019年 6 月	当社取締役就任（現任）	
<p>◆取締役候補者とした理由 石丸洋介氏は、税理士法人にて会計・税務・経営コンサルティング業務を経験し、2014年より当社の管理部門構築に携わり、2018年当社に入社後も管理部門において経営に携わってまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、取締役候補者いたしました。</p>				

- (注) 1. 各監査等委員でない取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：東郷記念館「天翔」

東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号

交通：JR原宿駅

竹下口より 徒歩約3分

東京メトロ明治神宮前駅

5番出口より 徒歩約3分

(お車でのご来場はご遠慮ください)

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。



株式会社フェイスネットワーク

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号
TEL: 03-6432-9937 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。